

令和4年度

国の予算・制度等に関する要望

東京ビル政連は自由民主党本部で開催予定の東京都支部連合会「令和4年度国家予算・税制改正等要望聴取会」に以下の令和4年度「国の予算・制度等に関する要望」を手交する。コロナ禍における業界の現況及び要望について説明し、支援を訴える。

1 公共建築物等の維持管理に関する要請事項

(1) 品確法の趣旨の徹底と運営指導について

平成27年の品確法改正の際には、厚生労働省から「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」や「建築物衛生行政の適正な運営について」の通知が発せられました。一昨年の改正に際しても令和3年1月18日に都道府県、区市町村に対し、趣旨徹底のため、通知を発出したいただきましたが、品確法の適正な運営に向けたさらなる指導（建築保全業務労務単価の運用等）を徹底していただきたい。

(3) 官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目の導入について

本年5月26日、改正地球温暖化対策推進法が可決成立、2050年に温暖化ガス排出を実質ゼロとする方針が明記されました。低炭素社会の実現に資するよう、官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目に、(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定する「エコチューニング認定制度」の事業者資格者(インスペクター)制度」に基づく資格者の配置を積極的に取り入れるよう、各省庁の連携した取組みを強化していただきたい。

(2) 厚生労働省による調査と公表について

総務省、財務省、国土交通省は、毎年度、入札契約適正化法、品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組み状況について調査をし、結果を公表しています。今年度も国・特殊法人等・地方公

2 その他の制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

令和2年6月5日より「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されました。2022年10月に100人超規模の企業まで適用し、2024年10月には50人超規模の企業まで適用することとしております。

ビルクリーニング業は、高齢者や女性・障害者の雇用パートタイム就労など多様な雇用の受け皿となっており、ビルメンテナンス業の有効求人倍率は依然として高く、慢性的な人手不足と人件費の高騰が続いております。事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、結果的に適用対象外

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

公共工事契約に関しては、国土交通省は「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について(平成31年2月22日)を公表し、労務単価の改定に伴う工事請負代金の変更協議に関する特例措置を定めました。

人件費割合が高く、複数年契約の多い建築物の維持管理業務においては、労務単価の上昇を受託者の内部努力で解消するのは、甚だ困難と言わざるを得ません。昨年は、新型コロナウィルス感染拡大に配慮し、東京都の最低賃金は据え置かれましたが、今年度は1041円へと28円の引上げが決定されております。

(3) 障害者雇用への支援策について

令和2年3月より障害者の法定雇用率が2.3%に引き上げられ、また、その対象企業は従業員43・5人以上に拡大されました。

当業界は、特別支援学校と連携し、生徒向けに就労に向けた講習会を実施するなど、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。今後も障害者雇用を促進するために、以下のとおり要望します。

知的障害者を雇用する場合は、必ずサポーター(補助者)の配置が必要となりますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーター配置の経費を見積もる余地がありません。サポーター配置経費を含めた契約案件の試行をお願いしたい。

現在、各省庁の入札参加資格である、省庁統一資格における等級算出のための付与数値は、売上高や資本金等が算定項目となっており、障害者雇用率は項目にありません。厚生労働省の一部部局では、競争入札の参加資格として障害者雇用率の導入に取り組みれておりま

すが、国全体で省庁統一の審査資格の項目に障害者雇用率の新設等をお願いしたい。

3 新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当業界には、契約変更による経営環境の悪化や、希望退職者の増加による事業環境の脆弱化等、深刻な影響が生じております。国民の生活の維持に必要な不可欠な施設を、衛生面と安全面の両面から支えるビルメンテナンス業務への支援策拡充を要望します。

(1) 感染症対策費の発注者負担について

新型コロナウイルス感染症対策費について、特殊なマスクの着用指示や従業員用を除く手指消毒液等については、発注者側の費用負担をお願いしたい。

(2) 官公庁施設の契約変更について

感染症拡大を理由に官公庁の管理する施設(独立行政法人や特殊法人等が管理する場合を含む)の利用縮小や閉鎖を行う場合には、事業者の営業補償及び従事者の雇用を守るため、契約額の減額、解約等の不利益な取扱いを行わないようお願いしたい。

(令和3年1月7日変更)、新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、別添資料の中で、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」4.社会の安定の維持④企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係)」と記載されております。

仕様変更による契約金額の減額を申し出る省庁もありませんので、そのようなことが無いようお取り計らい願います。

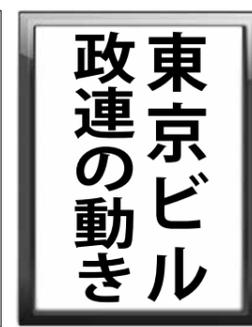
(3) 感染リスクが高い現場への支援について

当業界は新型コロナウイルス感染症罹患の疑いのある患者が訪れる医療施設や宿泊療養施設等の感染リスクが高い環境に従事者を派遣する場合、これまで以上に高いレベルの衛生環境を確保して事業を行う責務を負っています。

厚生労働省医薬・生活衛生局から発出されている「新型コロナウイルス感染症関係Q&A(建築物衛生法関連)」(厚生労働省HP参照)では、ビルメンテナンス業務発注者に対し、新型コロナウイルス感染症患者が入院する医療機関において、通常時と比較して、清掃作業従事者一人あたり約2万円の追加費用が発生

しているため、必要と認められる場合は、適切に仕様書や代金の額等の変更を行う旨を謳っております。

東日本大震災時の除染作業と同様、作業の危険度に対する特殊勤務手当の設定は必須であり、施設管理に携わる従業員のリスク管理を考慮した契約金額の割増し等(特殊勤務手当)が必要で、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の交付は認められましたが、事業者に対する補助等はありません。感染症の拡大防止等において重要な役割を果たす施設においては、その管理を受託する事業者に対して特別な補償補助、助成等を設定いただくようお願いいたします。



令和3年8月、11月の動き

- 〔8月31日〕都議会自民・公明・立憲民主党 令和4年度要望聴取会
- 〔9月7日〕第120回理事会
- 〔10月12日〕自民党各種団体協議会常任世話人会
- 〔10月12日〕都議会自民党B M政策研究会意見交換会
- 〔11月2日〕第121回理事会